

元 会 監 第 112 号

令和元年 7 月 26 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査（前期）の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査（前期）を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 財務部（財政課、税務課、納税課及び公共施設管理課）
- (2) 市民部（環境生活課、危機管理課、市民課及び廃棄物対策課）
- (3) 建設部（都市計画課、花と緑の課、区画整理課、下水道課、道路建設課、道路維持課及び建築住宅課）
- (4) 固定資産評価審査委員会

3 監査対象期間

平成 30 年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 庶務経理事務
- (4) 上記(1)に関する工事
- (5) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第1 財務事務監査の着眼点」、「第2 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第3 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和元年5月10日から令和元年6月26日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和元年6月27日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、一部の事務事業については、下記のとおり改善等の必要を認める事項があったが、それ以外の事務事業についてはおおむね適正な事務処理がなされていた。また、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図りたい。

○公共下水道管理設工事（枝線）第5工区に係る下水道管の埋設位置について（下水道課）

下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、整備計画をもって工事を進めている。公共下水道管理設工事は、市道等に管を埋設する場合、道路敷（市有地）に布設することは当然のことである。

しかしながら、公共下水道管理設工事（枝線）第5工区において、下水道管が一部民有地を横断して埋設されていることが判明した。

これは、前年度に行った実施設計業務委託の完了検査の際、下水道管理設予定位置の一部が民有地となっていることに確認漏れがあったこと、また、施工に当たって、当該箇所は砂利道であり、道路の形態をなしていたが、公図と現況の照合等による官民境界の確認をしないまま工事を行ったことに起因している。

本工事の対応策として、民有地に隣接して機能していない水路用地があり、この水路用地と下水道管が埋設された民有

地との交換に所有者の同意を得て現在土地の交換手続きが進められている。これが完結すれば、道路敷が拡張され、下水道管は現状のままで市有地内に埋設されていることになり、解決に至ると考える。今回のケースは、民有地に隣接して機能していない水路用地があり、土地交換に所有者が同意をしたから成し得るものであると思料する。

このようなケースはまれであり、一般的には下水道管の布設替えなど、多大な費用が発生するものとする。

今後の改善策として、下水道工事チェック一覧表を作成したことや設計業務委託の完了検査体制を見直すなど一定の評価はできるが、今後も、埋設する下水道管の位置が市有地なのか、民有地なのか計画時にしっかりと調査確認を行うなど、原点に立ち返った対応に努められたい。